

「インターネット安全教室の運營業務」に関する Q&A

最終更新日 2019 年 6 月 12 日

独立行政法人情報処理推進機構

【Q1】	入札説明書 P.22「5.事業の実施体制(4)」に記載される「教材制作経験者」はどの程度の実務の経験が求められるのか。組織内の教育用に教材制作を経験している人物も経験者に含まれるのか。
【A1】	過去の経験、業務遂行上有効な知識などが必要とされます。組織内の教育用に教材制作を経験している方も経験者に含まれます。
【Q2】	入札説明書 P.22「5.事業の実施体制(3)」に記載される「情報セキュリティの指導経験者及び学校教育向け教材制作経験者」について、外部の有識者と連携して知見を求めるという方法でもよいか。
【A2】	構いません。どういった有識者と連携できるかについてご提案ください。
【Q3】	入札説明書 P.21「4.4 安全教室の運営 (5)安全教室開催後の作業」に記載される、2 週間以内に行う事後報告で、各回のアンケートの結果も合わせて報告しなければいけないのか。
【A3】	アンケートの結果については、入札説明書 P.21「4.5 実施報告書の作成」に記載される、最終納品対象となる実施報告書内で、とりまとめた結果をご報告ください。
【Q4】	昨年度までのインターネット安全教室との違いは何か。
【A4】	昨年度からの継続事業ではなく、別事業と考えてください。安全教室で、一般の方に向けて情報セキュリティ・情報モラルを普及啓発することには変わりはありません。昨年度は運営事業者から NPO に依頼し安全教室を実施していました。
【Q5】	地方でのインターネット安全教室開催において、別の事業者と連携して実施をしても良いか。
【A5】	構いません。どういった事業者と連携できるかについてご提案ください。
【Q6】	安全教室では、制作する教材を使用しなければいけないのか。
【A6】	必ず使用してください。
【Q7】	予定価格が設定されているが、今回の事業に関する価格はいくらか。 また、過去の「インターネット安全教室の運營業務」から類推できるか。
【A7】	「予算決算及び会計令」第七十九条で、競争入札に付する予定価格は、開札まで、契約担当官等以外が認知することは出来ません。 過去に行った、「インターネット安全教室等の情報セキュリティ普及啓発業務」とは、大きく仕様が異なります。経費の算出に関しましては当該仕様を基に積算ください。
【Q8】	入札説明書 P.18「4.1 事務局業務」に記載される、「後援団体等に対して、後援に係る手続きなどの事務作業を行うこと。」について、個別の安全教室開催について、地域の団体などに後援名義の依頼を行うというのは、どういう場合が考えられるか。安全教室の主催者はどこか。

【A8】	<p>安全教室の主催は IPA、共催に経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課が、現在確定しています。</p> <p>安全教室の開催に当たっては、どこに後援を依頼するかも含めて、関連組織と協力連携する方法を、実現性のある有意義な内容でご提案ください。</p>
-------------	--

【Q9】	<p>入札説明書 P.18 「4.1 事務局業務」に記載される、「なお、安全教室事業全体の後援名義については、IPA から依頼する。」について、個別の事業(指導者養成講座、ユーザー向け講座)に対して、どこに表出するものか。</p>
【A9】	<p>安全教室事業全体の後援名義は、今のところ予定していませんが、必要であれば検討していきます。個別開催の安全教室に関しては、請負業者に行っていただきますので、ご提案ください。</p>

【Q10】	<p>入札説明書 P.17 「3.2 スケジュール(案)」に記載される、7月から8月の試行版での安全教室の実施について、実施先の選定を契約締結前から選定してもよいか。</p> <p>また、試行版での安全教室の実施は、教育関係者等向けか、ホームユーザー向けか。</p>
【A10】	<p>安全教室を請負業者が実施しないのであれば、いつ、誰に行うのかご提案いただくために、実施先との調整は必須とします。ただし、開札の結果、落札できない場合もございますので、ご理解の上ご対応ください。</p> <p>試行版での安全教室の実施については、教育関係者等向け、ホームユーザー向けについて、特に指定していません。</p>

【Q11】	<p>入札説明書 P.20 「4.4 安全教室の運営」に記載される「①各地域の関連組織と協力・連携しながら会議室を調整、準備すること。」の関連組織は IPA から紹介・推薦があるのか。</p>
【A11】	<p>全国の都道府県で各 1 回以上安全教室の開催を準備する方法についてご提案いただいたうえで、IPA が出来る範囲でご協力させていただきます。</p>

【Q12】	<p>入札説明書 P.17「3.1 主な業務 (4)安全教室の運営」に記載される「全国の都道府県で各 1 回以上、50 名以上の参加を想定して「教育関係者向け安全教室」を実施する。」について、参加者が 50 名を下回った場合はどうするのか？</p>
【A12】	<p>入札説明書 P.20 「4.4 安全教室の運営 (1)教育関係者等向け安全教室の運営」に詳細説明がありますのでご確認ください。「①教育関係者等の 50 名以上の参加を前提に」としています。天候や交通機関の事故などの影響を受ける場合、想定以下の参加者数となる可能性も考慮して「50 名以上の参加を想定して」としていますが、50 名以上となるようご準備下さい。</p> <p>天候や交通機関の事故以外にも頻繁に 50 名以上の条件が達成できないときには、入札説明書 P.23 「8.検収関連」に記載していますが、仕様書に記載される条件、項目を満たしていないと IPA が判断し、検収が不合格となる場合も有りますので、くれぐれもご注意ください。</p>

【Q13】	<p>入札説明書 P.17「(4.)安全教室の運営」で記載する「教育関係者等」の定義は学校教育関係者に限るか。それとも、社会教育や地域教育、家庭教育の関係者など、広範囲にわたるか。</p>
【A13】	<p>「教育関係者等」は学校教育関係者に限っていません。P17「3.3 体制」で表現しましたが、教育関係者</p>

	<p>等安全教室の実施により、情報セキュリティ・モラルの指導者を増やし、教育関係者等が二次啓発を実施することにより、一般利用者に少しでも広く普及啓発することが、本事業の目的ですので、それができる方を含めていただいで結構です。</p>
--	--

<p>【Q14】</p>	<p>P17「3.3 体制」で記載する、「家庭や学校からインターネットにアクセスする一般利用者(児童・生徒・学生・ホームユーザー)」中、ホームユーザーの定義には「児童・生徒・学生」が除外されるのか。</p>
<p>【A14】</p>	<p>仕様書に記載していますとおり、児童・生徒・学生も一般利用者を含めています。教育関係者に対する安全教室の実施要件を満たした上で、学校で安全教室を行う場合を「ホームユーザー向け」の中でご提案いただいても結構ですが、本事業の主旨から、学校の先生方に教育関係者向けの安全教室にご参加いただき、自校の生徒さん達には二次啓発していただく様促していただくことを期待しています。</p>

<p>【Q15】</p>	<p>入札に際して、入札額の根拠となる積算資料などを提示する必要があるか。</p>
<p>【A15】</p>	<p>入札書等の提出書類として、入札額の積算根拠資料は不要ですが、入札説明書P4「14.その他(3)」で記載するとおり、契約締結時までに入札金額の積算を記載した入札内訳書を提出していただくこととなります。</p>

<p>【Q16】</p>	<p>最終納入物の実施報告書で、当該事業の予算の執行状況や積算など報告する必要はないか。</p>
<p>【A16】</p>	<p>当該事業は請負契約となっていますので、経費の実績等 IPA にご報告いただく必要はありません。</p>

<p>【Q17】</p>	<p>体制図に波及効果が期待できる教育関係者とあるが、教育関係者向け安全教室を実施した後にどのくらい波及したかを報告する必要があるのか。</p>
<p>【A17】</p>	<p>入札説明書P17「3.3体制」で記載する「波及効果が期待できる教育関係者」につきましては、IPAが教育関係者等向け安全教室を実施した目的を請負業者様にご理解いただくために記載したものです。波及の効果について把握することは非常に難しいと感じており、IPA の中でもまだ議論が必要で、当該仕様書の中では、波及効果の調査につきまして必須要件とはしておりません。</p>